

奈良市子どもにやさしいまちづくり条例 骨子（案）解説

I 総則

（目的）

1 この条例は、奈良市が子どもにやさしいまちづくりを進めていくため、その基本となる理念及び具体化の方向について定めるものである。

（2）この条例が目的とする「子どもにやさしいまち」とは、子どもの権利を尊重し、子どもが自立するための知識と経験を得られるよう子どもへの支援及び子育て支援を社会全体で取り組み、一人一人の子どもが安心して豊かに暮らすことのできるまちをいう。

（3）奈良市の子どもたちが、今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるように、子ども参加によって大人と共にまちづくりを進めることを目的とする。

【解説】＜目的規定＞

・この条例を定める目的についての条文です。この条例では、子どもにやさしいまちづくりを進めていくための基本となる理念や、子どもにやさしいまちづくりを具体的に展開するための方向について定めることを目的としています。

・（2）では、「子どもにやさしいまち（Child Friendly City）」とは何かを説明しています。この条文では、子どもの権利を尊重するとともに、子どもが、家族、コミュニティ、社会生活に関わり、文化的・社会的行事に参加するなどして自立するための知識や経験を得られるよう社会全体で支援することや、安心して子育てのできるまちづくり、又は若者が帰ってきやすいまちづくりを通して、子どもが育つための支援や子どもを育てていくに当たっての支援に、社会全体で取り組むという考え方を表しています。「子どもにやさしいまち」は、ユニセフ（国際連合児童基金）が1996年に提唱した考え方で、「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」は、このような国際的な動きを名称に取り入れた条例です。

・（3）では、子ども参加によって大人と共にまちづくりを進めることを目的としています。子どもにやさしいまちづくりを推進するために、子どもと子どもの育ちに関わる人の意見を聴くことや、まちづくりの過程に子どもが参加する機会を増やしていくことを表しています。ここで規定する「成長」には身体だけでなく、自己肯定感を育むなど精神的にも成熟していくことを通じて、日々の生活を充実させながら成長していくという意味が含まれています。

（基本理念）

2 子どもにやさしいまちづくりを実現するための基本理念は、次のとおりとする。

- ① 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもが権利の主体として尊重されることを全ての取組の基礎とすること。
- ② 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもの成長及び発達に応じ、その思いや意見に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮すること。

③ 子どもにやさしいまちづくりを進めることは、子どもだけでなく、奈良市に住み、訪れるすべての人にとってやさしいまちづくりにつながるという理念を取組の基礎とすること。

【解説】 <基本理念>

・この条例を定めるに当たっての基本的な理念についての条文です。
・①では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の考えに基づき、子どもにやさしいまちづくりを実現するための取組においては、子どもが権利の主体として尊重されることが全ての基礎となることを表しています。

子どもの権利に関して、「権利を認めると子どもがわがままになる」、「権利は一人前になってはじめて主張できるもの」、「権利を主張するなら義務を果たすべき」という考え方もありますが、本条例で定める権利とは、児童の権利に関する条約（日本は1994年4月に批准）に定められている権利であり、誰もが生まれながらに有する基本的人権です。

国際連合は10年間にわたり審議し、1989年11月20日に、児童の権利に関する条約を定めました。すべての子どもが無条件に持つことができる「あたりまえ」＝権利＝Rightsを決めました。ユニセフはその権利を「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利＝思いや意見を聴いてもらえる権利」の4つに整理しました。

・②では、子どもを取り巻く様々な関係者の皆さんが、子どもを支援する際には常に「子どもの最善の利益」＝「子どもにとってもっともいいこと」を考慮するよう努めることを明記しています。児童の権利に関する条約では、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」（第3条1）と規定されています。

・③では、子どもにやさしいまちづくりを進めることは、子どもだけではなく、奈良市に住み、訪れるすべての人にとってやさしいまちづくりにつながるという理念を奈良市の取組の基礎とすることを掲げています。

・子どもの最善の利益を考えることは大人の責任です。しかし、子どもは大人から一方的に「与えられ」「守られる」だけの存在ではありません。この条例を作る過程で、子どもと大人を対象としたアンケート調査、児童養護施設等に出向いての子どもからの聞き取り調査、子どもワークショップ等を実施しました。その中で子どもたちから寄せられた意見を通して「子どもは大人が想像している以上に、深くものごとを考えている」「子どもは言いたいことがあることを大人が理解できていない」「子どもは奈良市が好き。好きだからこそ、いろいろ意見も伝えたい」「子どもは奈良のまちづくりにもっと関わりたいと思っている」といったことが分かってきました。

子どもの最善の利益は、子どもの意見を聴き、まちづくりへの参加を保障することによって、より具体的なものになると考えられます。

児童の権利に関する条約が定める子どもの意見表明の「意見（views）」は、必ずしも理路整然とした主張や見解のみを指すものではなく、子どもの気持ちや心情、つまり「つらい」とか「悲しい」とか、そういうことも含めて「意見」としています。大人が、子どもの発達

や成長の段階に応じて、子どもの「意見」を受け止めることによって、子どもの発達や成長が支えられていく、ということです。それは子どもの立場からすれば、家庭や地域や学校で自分の意見を表明して、その社会の一員として社会参加していく過程を通して、子どもは豊かに発達・成長することができる、ということです。子どもの育ちと親の子育てに不可欠な要件が、子どもの意見表明と参加だと考えられます。

(定義)

3 この条例における用語の定義は、次のとおりとする。

① 子ども

18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。

② 保護者

親及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。

③ 地域住民

市内に居住する者若しくは勤務場所を有する者（①に規定する子どもを除く。）又はこれらの者を構成員とする法人その他の団体をいう。

④ 子どもが育ち・学ぶ施設

市内の児童福祉法に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園及び社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する社会教育に関する施設その他これらに類する施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設その他これらに類する施設をいう。

⑤ 事業者

市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

【解説】 <定義規定>

- ・この条例に定められている用語の意味を明らかにしている条文です。
- ・①では、子どもについて、明らかにしています。「18歳未満の者」とは、奈良市民だけではなく、奈良市を訪れた人であっても、市内にいる限りは子どもとして広く対象としています。また「その他これらの者」とは、18歳未満でなくても、未成年で高校生である人などを対象としています。
- ・②では、保護者について明らかにしています。親や、親に代わり子どもを養育する者を保護者としています。児童福祉法では、保護者を「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に看護する者をいう」としています（第6条）。また、同法では、里親を「養育里親及び厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者であつて、養子縁組によつて養親となることを希望するものその他のこれに類する者として厚生労働省令で定めるもののうち、都道府県知事が第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託する者として適当と認めるものをいう」（第6条の4第1項）とし、養育里親を「前項に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望し、かつ、都道府県知事

が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者であつて、第三十四条の十九に規定する養育里親名簿に登録されたものをいう」(第6条の4第2項)としています。この条例にいう保護者も、このような内容を含んでいます。

・③では、地域住民について明らかにしています。「その他の団体」とは、自治会、子ども会、老人会、地域教育協議会などをいいます。

・④では、子どもが育ち・学ぶ施設について明らかにしています。「その他これらに類する施設」とは、認可外保育施設、地域子育て拠点施設、放課後児童健全育成事業施設(バンビーホームなど)といった、市内にある子どもが育ち・学ぶためのあらゆる施設をいいます。

・⑤では、事業者について明らかにしています。「その他の団体」とは、設立登記前の会社、法人格を有していない自治会、政党要件を満たさない政治団体、マンションの管理組合、サークルなどをいいます。

II 子どもの大切な権利

(子どもにとって大切な権利の保障と他者の権利の尊重)

4 子どもは、この条例の基本理念にのっとり、子どもにとって大切な権利の保障を求めることができる。

(2) 子どもは、自分にとって大切な権利が保障されることと同様に他者の権利を尊重するよう努めるものとする。

【解説】 <権利規定>

・子どもが保障される権利と他者の権利の尊重についての条文です。

・この条例の基本理念に基づき、子どもにとって大切な権利が保障されるよう、子どもたちが求めることができることを表しています。

・さらに(2)では、自分自身の権利の保障を求めるだけでなく、他者の権利も自分自身の権利と同様に尊重されるよう、子どもたちが「努めるものとする」ことを表しています。

III 大人等の役割

(共通の役割)

5 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもにやさしいまちづくりを進めるため、連携し、及び協働するよう努めるものとする。

(市の役割)

6 市は、子どもにやさしいまちづくりを進めるうえで、次の役割を担うものとする。

① 市は、子どもを社会全体で健やかに育むため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、子どもに関する施策を行うものとする。

② 市は、子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じるものとする。

③ 市は、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの

役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うものとする。

(保護者の役割)

- 7 保護者は、家庭が子どもの成長に大きな役割を果たすことから、子どもの育成に対し第一義的な責任を有するものであって、子どもが健やかに育つよう努めるものとする。この場合において、保護者は、適宜、市に相談その他の支援を求めることができるものとする。

(地域住民の役割)

- 8 地域住民は、子どもにやさしいまちづくりを進めるうえで、次の役割を担うものとする。

- ① 地域住民は、子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会、歴史及び文化との関わりの中で育まれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めるものとする。
- ② 地域住民は、虐待等あらゆる暴力及び犯罪並びに事故から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めるものとする。
- ③ 地域住民は、地域における取組の中において、子どもが多様な世代や子ども同士の交流及び様々な体験をすることができる機会を提供するよう努めるものとする。

(子どもが育ち・学ぶ施設の関係者の役割)

- 9 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもにやさしいまちづくりを進めるうえで、子どもの育成における重要な役割を担っていることを認識し、次の役割を担うものとする。

- ① 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが、心身ともに健やかに成長し、生きる力を身に付けること並びに能力及び可能性を最大限に伸ばすことができるように支援するよう努めるものとする。
- ② 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが育ち・学ぶ施設が、子どもにとって、安全にかつ安心して育ち、又は学ぶことのできる場となるよう、保護者、地域住民等と連携協力して環境づくりに努めるものとする。
- ③ 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、虐待、いじめ、体罰等については、関係機関と連携協力し、未然防止、早期発見及び解決に向けた取組を行うよう努めるものとする。

(事業者の役割)

- 10 事業者は、子どもにやさしいまちづくりを進めるうえで、次の役割を担うものとする。

- ① 事業者は、子どもが健やかに育つ家庭環境づくりについて重要な役割を担っていることから、その雇用する労働者の仕事と子育てとの両立が図られるよう必要な職場環境の整備に努めるものとする。
- ② 事業者は、地域社会の一員として、子どもが育ち・学ぶ施設、地域、市等が行う子どもを健やかに育むための取組に協力するよう努めるものとする。

【解説】 <大人等の役割>

・市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者を対象とした、子どもにやさしいまちづくりを行う上での役割についての条文です。

・5では、市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者に共通する役割として、互いに連携し協働して子どもにやさしいまちづくりを行うよう努力することを

表しています。

・6では、市の役割を明らかにしています。①国や都道府県・市区町村といった行政機関や関係機関と連携していくこと、②子どもに関する様々な施策について推進していくこと、③保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、市が必要な支援を行うことを掲げています。

・7では、保護者の役割を明らかにしています。子どもの育成について保護者にまず責任があり、子どもが健やかに育つよう努力される必要があることを表しています。そして、保護者は、子どもを健やかに育てる上で市に相談やその他の支援を求めることができることを表しています。

・8では、地域住民の役割を明らかにしています。地域住民の役割として、①子どもの健やかな育ちを支援すること、②子どもへの虐待をはじめとするあらゆる暴力や、犯罪、事故から子どもを守るために、安全で安心な地域づくりに努力されること、③地域における取組の中で、子どもが様々な世代の人たちや子ども同士で、交流や様々な体験をすることができる機会を提供するよう努力されることを掲げています。

・9では、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者の役割を明らかにしています。子どもが育ち・学ぶ施設の関係者の役割として、子どもにやさしいまちづくりを進めるため、①子どもが心身ともに健やかに成長し生きる力を身に付け、能力や可能性を最大限に伸ばすことができるように支援するよう努めること、②子どもが育ち・学ぶ施設が子どもにとって安全で安心な場となるように保護者や地域住民等と連携・協力して環境づくりに努めること、③子どもへの虐待、いじめ、体罰等については、関係機関と連携・協力し、これらを未然に防止する取組・早期発見・解決に向けた取組を行うことよう努めることを掲げています。

・10では、事業者の役割を明らかにしています。事業者の役割として、①その事業者のもとで働く人たちが、仕事と子育てを両立できるように職場環境を整備するよう努力すること、②地域社会の一員として、子どもが育ち・学ぶ施設、地域、市等が行う、子どもを健やかに育むための取組に協力するよう努力することを掲げています。なお、「必要な職場環境の整備」とは、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の視点から、育児休業・短時間勤務といった柔軟な働き方を支える制度を整備することや、そのような制度を利用しやすい職場風土づくりを推進していくことなどをいいます。

IV 子どもにやさしいまちづくりの推進

（子どもの意見表明及び参加の促進）

11 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもの意見表明や参加を促進するために、子どもの主体的な活動を奨励し、支援を行うよう努めるものとする。

（2）市は、子どもに関する施策について、適切な情報を提供し、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。

（3）地域住民は、地域の活動及び行事等について、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。

（4）子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、施設の行事や運営等について、子どもが意見表

明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。

(子ども会議)

12 市は、子どもにやさしいまちづくりや子どもに関する施策について、子どもが意見表明をし、参加する場として奈良市子ども会議（以下「子ども会議」という。）を置くものとする。

(2) 子ども会議は、これに参加する子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるものとする。この場合において、子ども会議は、その運営のために市に必要な支援を求めることができるものとする。

(3) 子ども会議は、これに参加する子どもの意見をまとめ、市長に提出することができるものとする。

(子育て家庭への支援)

13 市は、保護者が安心して子育てをすることができるよう子育て家庭に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

(2) 市、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、保護者が子育てをしやすい環境づくりに努めるものとする。

(特別なニーズのある子どもとその家庭に対する支援)

14 市、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、障害のある子ども及びひとり親家庭の子ども等、特別なニーズがある子どもとその家庭に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

(子どもへの虐待等に対する取組)

15 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもへの虐待、いじめ及び体罰等の予防と早期発見に努めるものとする。

(2) 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、虐待、いじめ、体罰等を受けていると思われる子どもを適切かつ速やかに救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(有害・危険な環境からの保護)

16 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもを犯罪、交通事故、災害の被害及びその他子どもを取り巻く有害な環境から守ることができるよう安全な環境づくりに努めるものとする。

(2) 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが自分自身を犯罪、交通事故、災害の被害及びその他子どもを取り巻く有害な環境から守る力を育むために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(子どもの居場所・遊び場づくり)

17 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが安心して過ごすこと及び自然との触れ合いや遊び等様々な体験や子ども同士の交流をすることにより、豊かな自己を育むことができる居場所・遊び場づくりに努めるものとする。

(2) 市は、子どもの発達に応じた居場所・遊び場づくりに努めるものとする。

(相談体制)

18 市は、子どもが、自分自身、家庭及び学校のこと並びに虐待、いじめ、体罰等について、直接相談することができ、及び安心して容易に相談することができるよう相談体制の充実を図るものとする。

(2) 市は、子どもからの相談内容に応じ、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、事業者及びその他の関係機関等と連携し、子どもの救済を図るために必要な支援を行うものとする。

(3) 市は、市及び関係行政機関等の相談窓口の周知を図るものとする。

【解説】 <子どもにやさしいまちづくりの推進>

・この章では、「子どもにやさしいまち(Child Friendly City)」を奈良市で具体化していくために必要な施策等に関する事項について掲げています。

・11では、子どもにやさしいまちづくりを推進していくに当たって、子どもによる意見表明や参加の促進がもっとも大切であり、以下の施策の基盤となる考えであることを表しています。市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者が、それぞれ子どもの主体的な活動を奨励し、子どもへの支援を行うように努力することを掲げています。さらに(2)・(3)・(4)では、市、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者が、それぞれ子どもが意見表明や参加を行えるような機会を設けるように努力することを表しています。

・12は、子ども会議についての条文です。子どもにとってよりよい決定を行い、子どもにとっての最善の利益を確保していくためにも子どもが意見表明をし、参加することは欠かせないものです。児童の権利に関する条約では、その第12条で、子どもの意見の尊重を重視しています。このような子どもの意見表明や参加を支援するための取組として、市が子ども会議を設置することを掲げています。さらに、子どもの意見表明や参加は、子どもが自己肯定感を育み自己実現をしていくためにも、家庭・学校・社会の構成員としての役割を果たしていくためにも重要な意味を持ちます。また、子どもが成長していくための人間関係づくりにも不可欠なものです。そして(2)では、子ども会議は、子どもの自主的・自発的な取組によって運営されるものとし、この場合において、子ども会議は、市に必要な支援を求め、市はそのための方法や仕組みを整えるものとし、(3)では、子ども会議が子どもの意見をまとめ、その意見を市長に提出できることをそれぞれ表しています。

・13は、子育て家庭への支援についての条文です。市が子育て家庭に対して必要な支援を行うよう努力することを掲げています。(2)では、市、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれ、保護者が子育てをしやすい環境づくりに努力することを掲げています。

・14は、障がいのある子どもやひとり親家庭の子ども等(経済的に困難な家庭の子ども、不登校・ひきこもりの子どもなど)、特別なニーズのある子どもやその家庭に対する条文です。これらの子ども・家庭に対して、市、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの役割に応じて必要な支援を行うように努力することを表しています。

・15は、子どもへの虐待、いじめ、体罰等に対する取組についての条文です。市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもへの虐待、いじめ、体罰

等に対して予防や早期発見に努めることを表しています。さらに（２）では、市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者が、このような子どもへの虐待、いじめ、体罰等を受けていると思われる子どもを適切かつ速やかに救済するために、関係機関と協力して、救済に必要な支援を行うように努力することを表しています。

・16は、有害な環境や危険な環境から子どもたちを守ることについての条文です。市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれ子どもを犯罪や交通事故、災害の被害及びその他子どもを取り巻く有害な環境から守ることができるよう、安全な環境を作る努力をすることを表しています。さらに（２）では、市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者が、子どもが有害な環境から自らを守る力を育むことができるよう、必要な支援を行うために努力することを表しています。

・17は、子どもの居場所や遊び場づくりについての条文です。市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者が、子どもが安心して過ごすだけでなく、自然とのふれあいや遊びといった様々な体験や子ども同士の交流を行い、また成長していく場所として、豊かな自己を育むことができる居場所や遊び場づくりに努力することを表しています。また、（２）では、市が子どもの発達に応じた居場所や遊び場づくりに努力することを表しています。

・18は、子どもが直接相談できる体制についての条文です。子どもが、自分自身、家庭及び学校などの身近なことや、子どもへの虐待、いじめ、体罰等について、子どもが市に直接、安心して容易に相談できるような体制を市が充実させていくことを表しています。なお、「充実」とは、この条例の2②「子どもの最善の利益を第一に考慮し」といった内容をもとに、市が、子どもが直接相談しやすい環境を整えていくことをいいます。（２）では、子どもからの相談内容に応じて、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、事業者及びその他の関係機関（奈良県中央こども家庭相談センター、奈良県警本部少年サポートセンターなど）などと連携して、子どもへの虐待、いじめ、体罰等から子どもの救済を図るために必要な支援を行っていくことを表しています。（３）では、市が、このような相談窓口について、子どもをはじめすべての市民や関係者に対し広く知らせていくことを表しています。市だけではなく、関係機関にもこのような相談窓口がありますので、市以外の相談窓口についても広く知らせていくようにします。

V 施策の推進

（計画と検証）

19 市は、この条例に基づく子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策を子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）において定めるものとする。

（２）市は、計画を策定したときは、これを公表するものとする。

（３）この条例の運営状況及びこの条例の規定に基づく事業等の実施状況については、奈良市子ども・子育て会議条例（平成25年奈良市条例第12号）第1条に規定する奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）で定期的に検証するものとする。

(4) 会議は、前項の規定による検証の結果を市長に報告し、これを公表するものとする。
(体制整備)

20 市は、子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策に関して総合的な調整を行うための必要な体制を整備するものとする。

(広報及び啓発)

21 市は、この条例について、子ども、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

【解説】 <施策の推進>

- ・この条例によって市が行う施策と、その施策を推進していくための条文です。
- ・19では、この条例に基づいて行われる施策とその施策による成果を検証していくことを表しています。この条例に基づいた子どもに関する施策と、子どもの未来に影響を及ぼす施策について、国の子ども・子育て支援法に定められた市町村子ども・子育て支援事業計画で定めることを表しています。また(2)では、市が計画を定めたときには、この計画を公表することを表しています。(3)では、この条例がどのように運営され、この条例に基づく事業が条例の理念に沿って実施されているかを、奈良市子ども・子育て会議で、定期的に検証していくことを表しています。そして(4)では、この奈良市子ども・子育て会議での検証結果を市長に報告し、これを公表することを表しています。
- ・20では、子どもに関する施策や、子どもの未来に影響を及ぼす施策に関して、市役所内での調整を総合的に行うための体制づくりを行うことを表しています。
- ・21では、子ども、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者それぞれの皆さんの理解を深めるために、広報・啓発活動を市が行っていくことを表しています。なお、これにはこの条例の基本理念を市が市の職員に啓発することも含まれます。